

清瀬市小規模事業者登録取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、清瀬市が小規模契約（清瀬市契約事務規則（昭和61年4月1日規則第4号）第40条の規定により随意契約をすることができる契約をいう。以下「規則」という。）を発注するにあたり、市内に所在する中小企業者（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる事業者をいう。以下「市内中小企業者」という。）を積極的に活用するため、清瀬市小規模事業者として登録することにより、受注機会の拡大と活性化を図ることを目的とする。

(登録できるもの)

第2条 次に掲げるものは、清瀬市小規模事業者登録ができるものとする。

- (1) 事業所（本店）の所在地が市内にあること
- (2) 法人の場合は、市内に本社の法人登録があるもの
- (3) 個人の場合は、市内に住民登録があるもの
- (4) 国税及び地方税の滞納がないもの
- (5) 清瀬市競争入札参加資格を有しないもの

(登録できないもの)

第3条 次に掲げるものは、前条の規定にかかわらず、清瀬市小規模事業者登録ができないものとする。

- (1) 登録、免許、許可等（以下、「資格という。」）を営業の要件とする業種について、当該資格を受けていないもの
- (2) 清瀬市の契約における暴力団排除措置要綱（平成24年12月25日条例第33号）に基づく入札参加除外措置を受けているもの
- (3) その他、市長が認めるもの

(登録の方法)

第4条 登録の方法は、清瀬市小規模事業者登録申請書（第1号様式）及び在地等の確認のために必要な証拠書類を提出することによりおこなうものとし、その際の登録業種・種目はそれぞれ5種類以内とする。

- (1) 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては住民票
- (2) 納税証明書
- (3) 資格又は免許等が必要な業種を希望する者にあつては、その資格者証又は免許証等の写し
- (4) その他、市長が認めるもの

(登録の有効期間)

第5条 有効期間は、受付を開始した年の4月1日から翌々年の3月31日までの2ヶ年間とする。ただし、有効期間の途中で小規模事業者登録名簿に（以下、「登録名簿」という。）に搭載された場合は、登録名簿残りの期間を有効期間とする。

(登録者の取扱)

第6条 市は、申請書等による審査を行い、市内小規模契約事業者として清瀬市小規模事業者登録名簿（以下「名簿」とする。）に登録する。

2 市は、第1条に定める目的を達するため、第7条で定める契約の際には登録者に優先的に見積を依頼するよう努めるものとする。

(対象となる契約)

第7条 清瀬市契約事務規則（昭和61年清瀬市規則第4号）第40条による随意契約の範囲内とする。

(契約保証金)

第8条 この要領に基づく登録業者との契約締結に際しては、契約保証金を免除する。

(変更の届出等)

第9条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、清瀬市小規模事業者登録変更届（第2号様式）を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 登録者は、第2条及び第3条に規定する登録要件に該当しなくなった場合及び登録の抹消を希望する場合は、清瀬市小規模事業者登録抹消届（様式第3号。以下「登録抹消届」という。）を提出しなければならない。

2 市は、前項による登録抹消届の提出があった場合または登録者が登録要件を満たさなくなった場合には、名簿より登録を抹消する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。